

四条通沿道協議会設置要綱

(趣 旨)

第1条 四条通の歩道拡幅と公共交通優先化に伴い、四条通におけるエリアマネジメント組織として、関係事業者等が、適正な四条通沿道利用のルールづくりと管理に向けた取組を行うとともに、タクシーや物流車両等の沿道アクセススペースの配置を検討するため、四条通沿道協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 協議会の所管事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 適正な四条通沿道利用のルールづくりと管理に向けた取組の実施に関する事
- (2) タクシーや物流車両等の四条通沿道アクセススペースの配置案の作成に関する事
- (3) 前2号のほか、適正な四条通沿道利用の管理に関し、必要と認められる事

(組 織)

第3条 協議会は、別紙に掲げる者をもって組織する。

(任 期)

第4条 委員の任期は平成27年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、市長が指名し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(協議会)

第6条 協議会は、会長が招集し、会議の議長を務めるものとする。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶 務)

第7条 協議会の庶務は、都市計画局歩くまち京都推進室において行う。

(補 則)

第8条 この要綱に定める事項のほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年6月11日から施行する。

四条通沿道協議会 委員名簿

分 野	所 属 ・ 役 職
学識経験者	立命館大学工学部教授 塚口 博司
	京都大学大学院工学研究科准教授 山田 忠史
商業関係	京都商店連盟中京東支部
	四条繁栄会商店街振興組合
交 通 事 業 者	京都タクシー業務センター
	社団法人京都府トラック協会
	京都市交通局自動車部運輸課
国 土 交 通 省	近畿運輸局京都運輸支局
京都府警察	警察本部交通部
	中京警察署交通課
	下京警察署交通課
京 都 市	都市計画局歩くまち京都推進室
	行財政局サービス事業推進室
	建設局建設企画部建設企画課
	建設局土木管理部調整管理課
	建設局土木管理部道路河川管理課
	建設局土木管理部自転車政策課
	建設局土木管理部南部土木事務所
	建設局道路建設部道路環境整備課
	中京区役所地域力推進室
	下京区役所地域力推進室